

【長野県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
発表基準は、「数十年に一度」という表現ではなく、イメージしやすい具体的な数字基準を示していただきたい。	「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。
発表の際は「当該地区において数十年に一度」という表現にいただきたい。全国的な範囲での数十年に一度の現象と誤解される可能性がある。	地域ごとにみて数十年に一度であることについて周知徹底を図ります。基準の表現については、今次お示した案のとおりご理解願います。
特別警報の解除基準を示していただきたい。	特別警報の発表基準に該当しない状況と判断した時に特別警報を解除します。なお、特別警報解除後に(特別警報でない)警報や注意報が残る場合があります。 特別警報の解除についても、周知の措置の義務があり(改正気象業務法第十五条の二)、直ちに行っていただく必要があります。

※気象庁ホームページの[よくある質問]のページに掲載している趣旨のご意見・ご要望についてはそちらに掲載